

公売財産明細書

売却区分番号	6	見積価格	¥3,460,000
		公売保証金	¥350,000
財産の表示	<p>土地の表示</p> <p>1 所在地 山梨県甲府市飯田4丁目 地番 897番1 地目 宅地 地積 185.70㎡ 以上登記簿による表示</p>		
公売財産の概要	<p>公売財産は、JR「甲府」駅の西約1.2km（直線距離）、アルプス通り（県道甲府昇仙峡線）の東方約80mに位置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地目 登記簿上宅地であり、現況も宅地である。 ・ 接道状況 西側の一部 建築基準法第43条第2項第2号空地 該当（建築時には、法第43条第2項第2号許可が必要となる。） 画地の西側が幅員約1.8mの法定外道路（甲府市管理）に等高に接面している。 ・ 形状 不整形地である。地勢は概ね平坦である。 ・ 施設 上下水道引込済 引き込み管はφ20mmで、メーター口径はφ13の1基分権利有（現在引上げ中） 特別負担（引き込み工事等）は上下水道共になし。 ・ ガス埋設 付近埋設状況 有 対象物件引込 無（本支管：鋼管 50mm） 		
利用状況／法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区分 市街化区域 ・ 用途地域 第一種住居地域 ・ 建ぺい率 60% ・ 容積率 200% ・ 法的規則 景観法：景観条例に基づき一定の規模の建築等により届出が必要（高さ20m又は建築面積1,500㎡を超える場合） 都市再生特別措置法：立地適正化計画における住居誘導区域内に該当（診療所等の都市機能誘導施設の開発・建築行為がある場合には、届出が必要） ・ その他 土地の一部を隣接土地所有者が占有している。隣接土地は袋地で、占有箇所は隣接土地の出入口となっており、圍繞地通行権を主張し、占有している。 また、占有地については、所有者が管理していないので、占有者が草取り等を行っており、入口付近に植木鉢等を置いているが、撤去はいつでもできるとのこと。 なお、令和7年10月3日現在、所有者からの回答はなし。 <p style="text-align: center;">埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</p>		

公
売
条
件
／
そ
の
他

1. 公売財産の面積等は、公簿上によるものである。
2. 境界については、買受人が隣接土地所有者と協議すること。
3. 執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。
4. 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。

問合せ先

甲府市収納推進課 公売担当

電話：055-237-5439

FAX：055-223-3365